

2018
保存版

— 共済組合 — ガイドブック



日本郵政共済組合



はじめに

日本郵政共済組合では、組合員の皆さまや、そのご家族(組合員の被扶養者となっている方)が病気にかかったときの医療費を支払ったり、年金等受給のお手伝いをしたりするなどの事業を行っています。

この冊子は組合員の皆さまに、より共済組合の制度やサービスを知っていただけるよう、概要についてまとめたものです。

詳しいサービスの内容、手続についてお知りになりたい方は、まずはお気軽に通話料無料のコールセンターをご利用いただくか、ホームページをご覧ください。

平成30年4月

日本郵政共済組合

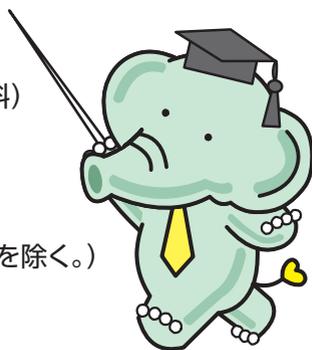
●コールセンター

0120-97-8484 (通話料無料)

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

受付時間/午前9時～午後6時

(土、日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く。)



●ホームページ

URL:<http://www.yuseikyosai.or.jp/>

郵政共済

Q 検索



各種届出書類の送付先はP47をご覧ください。

この本の見方

STEP

1

- P4-5の「共済組合のライフサポート一覧」をご覧ください。
※ ライフステージにおける共済組合のサービスを掲載しています。

STEP

2

- P4-5の「共済組合のライフサポート一覧」から、知りたい項目のページを開いてください。

STEP

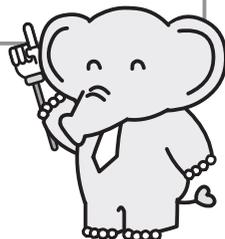
3

- 詳しい内容や手順の方法につきましては、コールセンターをご利用いただくか、ホームページをご覧ください。
※ ホームページからダウンロードできる様式については、この本の中で太字にしています。

この本の用語解説 P2-3

共済組合の事業内容 P8

各種届出書類の送付先 P47



この本の用語解説

① 組合員

日本郵政グループ各社の社員(非正規社員を除く)として採用されると、自分の意思によることなく、入社した日から組合員となります。

組合員は共済掛金を納めると同時に共済組合が行っている各種給付を受けることができます。

② 被扶養者

被扶養者とは、主として組合員の収入によって生計を維持しており、共済組合が被扶養者として認定した方です。

家族を被扶養者にするには組合員が直接共済組合に申しなければなりません。

また、被扶養者の要件を欠くに至った場合は組合員が直接共済組合にその旨を申告し、認定を取消さなければなりません。

なお、被扶養者が被扶養者の要件を備えていることを確認する「資格確認」を年1回実施しています。組合員は共済組合が求める書類を提出しなければなりません。

③ 任意継続組合員

組合員が退職し、退職時から引き続き共済組合に加入することを申し出、組合員の資格を取得した方のことです。任意継続組合員は任継と略されることがあります。

④ 組合員証

入社したときに組合員の皆さまに交付する水色のカードのことです。

組合員証は共済組合の組合員であることの証明書で、病院等で治療を受けるときに必要です。

一般的に**保険証**と呼ばれています。

⑤ 被扶養者証

組合員の申告により、共済組合が組合員の被扶養者として認定したときに交付する水色のカードのことです。

被扶養者証は共済組合の被扶養者であることの証明書で、病院等で治療を受けるときに必要です。

一般的に**保険証**と呼ばれています。



⑥ 組合員証等

- ・ 組合員証
 - ・ 被扶養者証
 - ・ 限度額適用認定証
 - ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証
 - ・ 特定疾病療養受療証
 - ・ 一部負担金等免除証明書
- ※ 退職したときや被扶養者の認定を取消すときは全て返納しなければなりません。

⑦ 掛金

共済組合が事業(短期給付事業、長期給付事業及び福祉事業)を行うための財源の一つです。

掛金は次のもので構成されています。

- ・ 短期掛金(医療費等)
- ・ 介護掛金(介護納付金納付)
- ・ 厚生年金保険料(将来の年金)
- ・ 退職等年金掛金(年金払い退職給付)

詳しくはホームページをご覧ください。

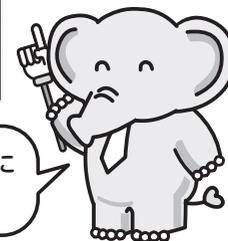
区分	掛金率・保険料(平成30年4月1日現在)			
	短期	介護※	厚生年金	退職等年金
長期組合員	46.10 1000	7.79 1000	89.93 1000	7.5 1000
任意継続組合員	92.20 1000	15.58 1000		

※ 40歳以上65歳未満の組合員が対象

⑧ 標準報酬

標準報酬は、共済組合の掛金や保険料、給付金や年金の計算の基礎となるものです。決定又は改定された標準報酬の等級及び標準報酬の月額は、毎月、給与支給明細書に印字されます。

短期共済標準報酬月額
平成**年**月
****,***
厚生年金等標準報酬月額
平成**年**月
****,***



給与明細の右下に書いてあります!

詳しくはホームページをご覧ください。

⑨ KKR(国家公務員共済組合連合会)

国家公務員共済組合法により設けられた、国家公務員等が加入する共済組合の連合組織です。主に国家公務員等の年金に関する業務、全国に設置している医療施設や宿泊施設の運営等を行っています。

詳しくはP46をご覧ください。

人生のイベント

入社

- P 9 組合員証の交付
- P10 被扶養者の届出
- P25 入社時の提出書類
- P34 団体積立年金保険「みらい」

結婚

- P10 被扶養者の届出
- P32 結婚貸付
- P44 氏名、住所、振込口座の変更

出産

- P10 被扶養者の届出
- P40 産前産後休業期間掛金免除の申請
- P40 出産費・家族出産費
- P41 産前産後休業終了時改定の申出

育児休業

- P41 育児休業期間掛金免除の申請
- P42 標準報酬育児休業等終了時改定の申出
- P42 3歳未満の子を養育する旨の申出
- P42 3歳未満の子を養育しない旨の申出

マイホーム

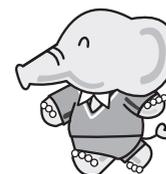
- P32 一般住宅貸付
- P32 特別住宅貸付
- P32 提携住宅ローン

退職

- P14 組合員証等の返納
- P23 年金について
- P31 年金の見込額試算
- P44 氏名・住所・振込口座の変更
- P45 任意継続組合員となるための申出

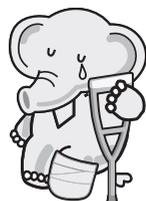
進学

- P32 教育貸付



病気のとき

- P16 保険証が届く前に病院にかかりたいとき
- P16 治療装具を購入したとき
- P17 他の保険証を使用したとき
- P17 海外で病院にかかったとき
- P18 高額療養費・附加給付



- P18 限度額適用認定証の申請
- P19 地方自治体の医療費助成について
- P20 事故にあったとき
- P21 休業のとき

- P28 障害厚生年金
- P32 医療貸付



万が一のとき

災害

- P22 災害見舞金
- P22 弔慰金・家族弔慰金
- P32 災害貸付

離婚

- P13 被扶養者の届出
- P30 年金分割

組合員証の紛失・破損

- P 9 組合員証の再交付

死亡

- P13 被扶養者の届出
- P14 組合員証等の返納
- P22 弔慰金・家族弔慰金
- P29 遺族厚生年金
- P32 葬祭貸付

- P43 埋葬料・家族埋葬料
- P43 死亡届

引越費用や物資購入代金などの貸付

- P32 普通貸付



健康増進・その他

- P35 人間ドック・がん検診・脳ドック助成
- P36 特定健康診査・特定保健指導
- P38 ジェネリック医薬品
- P38 宿泊助成



- P34 団体積立年金保険「みらい」
- P39 電話相談
- P39 スポーツクラブ
- P44 氏名・住所・振込口座の変更

- P46 KKR
(国家公務員共済組合連合会)
- P46 歯科健診



目次

- この本の見方 1
- この本の用語解説 2
- 共済組合のライフサポート一覧 4

共済組合のしくみ

- 共済組合の事業内容 8
- 組合員証・被扶養者証の交付・再交付について 9
- 家族を被扶養者にするとき ～被扶養者の認定～ 10
- 家族を被扶養者から外すとき ～被扶養者の認定取消～ 13
- 組合員証等の返納について 14
- 国民年金第3号被保険者について 15

短期給付事業

- 病気やけがのとき 16
- 休業のとき 21
- 災害のとき 22

長期給付事業

- 年金について 23
- 年金給付一覧 24
- 入社時の提出書類 25
- 退職後の年金手続 25
- 障害厚生年金について 28
- 遺族厚生年金について 29
- 離婚のとき 30
- 年金の見込額試算 31

福祉事業

- お金が必要なとき 32
- 団体積立年金保険「みらい」について 34
- 人間ドック・がん検診・脳ドック助成について／レクリエーション助成について 35
- 特定健康診査・特定保健指導について 36
- ジェネリック医薬品について／宿泊助成について 38
- 電話相談／スポーツクラブ 39

その他

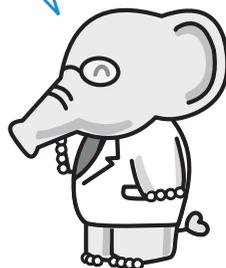
- 出産・育児休業のとき 40
- 死亡のとき 43
- 氏名・住所・振込口座の変更 44
- 任意継続組合員について 45
- KKRについて／歯科健診について 46
- 各種届出書類の送付先 47

共済組合のしくみ

共済組合の事業内容

私たち共済組合は、組合員の皆さまの掛金と事業主が負担する負担金を財源として、三つの事業(短期給付事業、長期給付事業、福祉事業)を行っています。

日本郵政グループ会社の社員の皆さまの暮らしを支えるセーフティネットとしての大切な役割を果たすため、職員一丸となって事業運営に努めております。



1. 短期給付事業

組合員やそのご家族が病気になった際の医療費の支払いなど、主に医療保険を運営する事業です。

2. 長期給付事業

将来正しく年金を受給できるよう、組合員情報をKKRに報告しています。組合員や退職者、ご遺族が年金請求されるときのお手伝いもします。

3. 福祉事業

組合員の皆さまにお金を貸したり、組合員の健康増進をサポートするサービスをしています。

組合員証・被扶養者証の交付・再交付について

組合員証(保険証)の交付

入社すると組合員証(保険証)が交付されます。

※ 交付にあたり、組合員の手続きは不要です。

● 組合員証(保険証)の発行スケジュール

入社から2週間程度で組合員のご自宅あてに郵送されます。

- ※ 会社との調整で研修センターに郵送するケースがあります。
- ※ 4月など多くの方が手続きされる時期は発行までに更に日数がかかりますので、予めご了承ください。
- ※ 組合員証(保険証)が到着する前に病院にかかりたいときはP16をご覧ください。

被扶養者証(保険証)の交付

組合員の申告により共済組合が被扶養者として認定すると、被扶養者証(保険証)が交付されます。

家族が被扶養者として認定されるには、組合員本人が会社を介さず直接共済組合に申告し、審査を受けなければなりません。

※ 被扶養者の認定方法はP10をご覧ください。

● 被扶養者証(保険証)の発行スケジュール

審査完了後2週間程度で組合員のご自宅あてに郵送されます。

- ※ 4月など多くの方が手続きされる時期や不足書類等がある場合は発行までに更に日数がかかりますので、予めご了承ください。

再交付について

万が一組合員証及び被扶養者証(保険証)を紛失、または破損した場合は再交付の申請が必要です。

※ [組合員証及び被扶養者証\(保険証\)の裏面の住所欄が不足する場合も同様の手続きです。](#)

● 手続方法

組合員証等再交付申請書を共済組合に提出してください。

● 発行スケジュール

申請から2週間程度で組合員のご自宅あてに郵送されます。

- ※ 再交付の組合員証及び被扶養者証(保険証)が到着する前に病院にかかりたいときはP16をご覧ください。

家族を被扶養者にするとき ～被扶養者の認定～

家族を被扶養者にするときは、組合員本人が会社を介さず直接共済組合に申告してください。
共済組合は認定対象者が被扶養者の要件を備えているか書類を審査します。
被扶養者として認定された場合、審査終了後2週間程度で組合員のご自宅あてに被扶養者証(保険証)が郵送されます。

■ 手続方法

必要書類を提出期日までに共済組合に提出してください。

● 必要書類

- ・ 被扶養者申告書
- ・ 確認資料
 - ※ マイナンバーの記載がないものを提出してください。
 - ※ 詳細はコールセンターをご利用いただくか、ホームページをご覧ください。
- ・ 国民年金第3号被保険者関係届(該当の場合)
 - ※ 20歳～60歳の配偶者のみ(任意継続組合員の配偶者を除く)
 - ※ マイナンバーの記入とその確認資料(マイナンバーカード、もしくは通知カードの写)が必要です。
 - ※ 制度の説明はP15をご覧ください。

● 提出期日

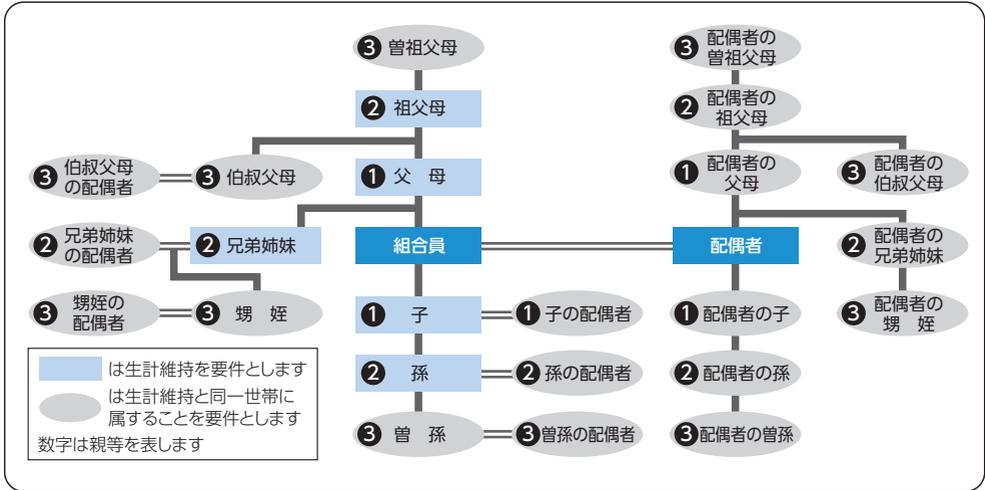
- 扶養の事実が生じた日の翌日から起算して30日以内
- ※ 30日を超えて申告した場合、その事実が生じた日から認定できなくなります。
この場合、郵便の差出日(消印、または追跡での確認)が認定日になりますのでご注意ください。
 - ※ 差出日が確認できない場合は共済組合に到着した日が認定日になります。

■ 被扶養者の要件

被扶養者として認定されるためには、次のすべての要件を備えていなければなりません。

● 要件1 被扶養者の範囲内であること

- 被扶養者の範囲は次ページの図の三親等内の親族です。
組合員と生計維持関係があること、親族によっては組合員と同一世帯に属すること(同居)を要件とします。



● 組合員と生計維持関係が要件

配偶者^(*1)、子・父母^(*2)、孫・祖父母^(*2)、兄弟姉妹^(*2)
*1 内縁関係を含む。 *2 養子縁組によるものも含む。

● 組合員と生計維持関係及び同一世帯(同居)が要件

上記以外の三親等内の親族、組合員と内縁関係にある配偶者の父母及び子^(*3)
*3 内縁関係の配偶者の死亡後も同じ。

● 要件2 生計維持関係の確認

認定対象者はその生計を主として組合員によって維持されていなくてはなりません。
そのため、認定対象者は無職・無収入、または年間収入が認定基準額未満であることが必要です。(要件2-①)
また、別居の場合、認定対象者の生計を維持するために継続して送金していることが必要です。(要件2-②)
なお、組合員以外に所得者がいる場合は、いずれの所得者が「主として生計を維持しているか」を確認します。(要件2-③)

■ 要件2-① 収入が基準額未満であること

収入とは退職手当等の一時的なものを除き、株の運用収入や利子収入を含むあらゆるもの(非課税のものを含む)を指します。また、複数の収入がある場合は合算します。
※ 被扶養者の要件でいう収入とは所得税法の所得と異なり、収入金額から共済組合が認める必要経費を控除した額をいいます。
収入金額自体がマイナスで計上されることはないため、収入そのものがない場合は収入が0円となりマイナスになりません。

$$\text{収入} = \text{収入金額} - \text{必要経費(共済組合が認めた経費に限る)}$$

<収入の種類と収入の基準額> ※ 被扶養者の要件は収入限度額未済であることです。

収入の種類	収入の基準額
給与収入	次の①、②の両方の要件を満たしていることが必要です。 ※ 給与収入は、交通費、賞与を含んで算定します。 ①雇用条件に定める収入見込額が1か月108,334円 ②直近3か月の支給実績の平均月額が108,334円
雇保給付(失業給付)	月額3,612円
健保給付(傷病手当金)	次の①、②の両方の要件を満たしていることが必要です。 ①月額3,612円 ②月額108,334円
事業収入 (営業、不動産、農業等)	直近の確定申告書の 収入金額 から共済組合が認める必要経費を差し引いた額が130万円 ※ 共済組合が認める必要経費は①～⑤のみです。 ①売上原価 ②人件費 ③地代家賃(自宅と事業所が異なる場合のみ) ④種苗(農業収入の場合のみ) ⑤肥料(農業収入の場合のみ)
年金	※ 年金は遺族年金、すべての個人年金を含みます。 ①障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者 180万円(月額150,000円/日額5,000円) ②①以外の方 公的年金(非課税のものを含む)等、個人年金全てを合算した額が 130万円(月額108,334円/日額3,612円)

要件2-② 送金の確認

同居を要件としない親族で別居している場合は認定対象者に対し送金が必要です。送金額は認定対象者の収入額以上でなくてはなりません。

ただし、認定対象者の収入が月額5万円を下回る場合は最低月額5万円の送金が必要です。

※ **送金方法は口座間送金とし、手渡しは認めていません。**

要件2-③ 共同扶養者の収入の確認

共同扶養者とは、認定対象者の扶養義務を負っている者です。共同扶養者の収入を比較し、収入の高い者の被扶養者とすることが原則のため、組合員の収入が他の共同扶養者の収入を上回る必要があります。

例) 子を扶養する場合は子の両親が共同扶養者に該当します。

組合員が父である場合、配偶者である母の収入を確認し、組合員の収入が配偶者の収入を上回っていれば、子を被扶養者として認定することができます。

要件3 他健康保険に加入していないこと

次の方は被扶養者として認定できません。

- ・健康保険の被保険者(任意継続被保険者含む)
- ・共済組合の組合員
- ・後期高齢者医療制度の被保険者
- ・船員保険の被保険者

被扶養者の資格確認

年1回(毎年10月頃)資格確認を実施します。

これは被扶養者が引き続き被扶養者の要件を備えていることを確認するものです。

組合員はご自宅あてに郵送される書類を確認し、共済組合に必要な書類を必ず提出しなければなりません。

その後、共済組合で書類を審査し、被扶養者の要件を備えていると判断した場合は認定を継続します。

なお、被扶養者の要件を欠いていると判断された場合、組合員は速やかに被扶養者の認定取消の処理をしなければなりません。

家族を被扶養者から外すとき ～被扶養者の認定取消～

被扶養者が就職、収入増加、他の社会保険に加入等により、被扶養者の要件を欠くに至った場合、被扶養者の認定を取消しなければなりません。

組合員本人が会社を介さず直接共済組合に速やかに申告してください。

手続方法

必要書類を速やかに共済組合に提出してください。

なお、事実が発生した日に遡って認定が取消されます。

よって、取消日以降に被扶養者証(保険証)を使用した場合は共済組合が負担した医療費を返還しなければなりませんので十分に注意してください。

必要書類

- ・被扶養者申告書
- ・被扶養者証(保険証) ※ 返納方法はP14をご覧ください。
- ・「組合員証等返納票」兼「亡失届」

<<次ページに続きます>>

・確認資料

※ 詳細はコールセンターにお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

・国民年金第3号被保険者関係届(非該当の場合)

※ 20歳～60歳の配偶者のみ(任意継続組合員の配偶者を除く)

※ 制度の説明はP15をご覧ください。

●提出期日

事実発生後速やかに

組合員証等の返納について

組合員が退職するときや被扶養者の認定を取消す場合、組合員証等を返納しなければなりません。

資格を喪失した後、所有していても全て無効です。

また、組合員証及び被扶養者証(保険証)を病院等で使用した場合は共済組合が負担した医療費を返還していただくことになります。

※ 不正使用は刑法により、詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

※ 返還金が数百万円になるケースもありますので十分に注意してください。

返納方法

① 組合員証(保険証)、または被扶養者証(保険証)の右下を切り取ってください。

※ 切り取った破片は処分してください。

※ 紙の証は切り取り不要です。

② 次のものを共済組合に提出してください。

・「組合員証等返納票」兼「亡失届」

・組合員証等

組合員証(保険証)/被扶養者証(保険証)

限度額適用認定証/限度額適用・標準負担額減額認定証

特定疾病療養受療証/一部負担金等免除証明書



(紙の証)

国民年金第3号被保険者について

第3号被保険者とは、会社員や公務員など第2号被保険者に扶養される配偶者の方(20歳以上60歳未満)が対象です。第3号被保険者である期間は、第1号被保険者期間と異なり、保険料をご自身で納付する必要はなく、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されます。

なお、任意継続組合員の配偶者の方は国民年金第3号被保険者にはなりません。

※ 第1号被保険者：自営業者や学生等

※ 第2号被保険者：厚生年金保険の加入者(会社員等)及び共済組合の加入者(公務員等)

国民年金第3号被保険者の届出義務について

20歳から60歳の配偶者を被扶養者とする場合、または取消す場合は次の書類を届出なければなりません。

届出	提出書類
① 認定時	国民年金第3号被保険者関係届(該当の場合)
② 取消時	国民年金第3号被保険者関係届(非該当の場合)

① 被扶養者認定時

組合員の被扶養者に認定された場合は第3号被保険者になりますので、必ず上記表の提出書類を共済組合に提出してください。

※ 被扶養者の認定方法はP10をご覧ください。

② 被扶養者認定の取消時

組合員が退職などにより厚生年金等の加入者でなくなった場合や被扶養者の収入増加などにより被扶養者の認定が取消された場合は第1号被保険者になりますので、共済組合に上記表の提出書類と共に、必ず住所地の市区町村に第1号被保険者への種別変更届を提出してください。

※ 被扶養者の認定取消方法はP13をご覧ください。

短期給付事業

病気やけがのとき

組合員証(保険証)が届く前に病院にかかりたいとき

組合員証(保険証)を医療機関に提示できない場合、医療費を全額自己負担していただき、その際、**「受診月内に組合員証(保険証)を提示すれば精算してもらえるか」を、医療機関等にご確認ください。**精算に応じてもらえない場合は、以下の書類による療養費の請求手続が必要となります。

提出書類	提出の際の注意点
療養費・家族療養費請求書	様式につきましては、ホームページからダウンロード、またはコールセンターにお問い合わせください。
診療報酬明細書 (薬局の場合は調剤報酬明細書)	医療機関等から受診された方へ封筒に入れて手渡される レセプト と呼ばれるものです。
領収証(原本)	領収証に記載されている氏名及び作成年月日に誤りがないか確認してください。

※ 医療機関等や受診期間が複数に及ぶ場合は、それぞれ請求書を作成していただくこととなります。

医師の指示により治療用装具を購入したとき

組合員、または被扶養者が、医師が必要と認めたコルセット、ギプス、義眼、弾性着衣等の治療用装具の購入に要する費用を負担されている場合、下記の書類による請求手続が必要となります。

提出書類	提出の際の注意点
療養費・家族療養費請求書	様式につきましては、ホームページからダウンロード、またはコールセンターにお問い合わせください。
医師の証明書(原本)	記載内容(特に氏名)に誤りがないかを確認してください。
装具の購入額が確認できる領収証(原本)	装具を使用する方の氏名及び領収年月日が記載されていることを確認してください。
領収証の金額の内訳が確認できる書類	見積書、仕様書、内訳書等 (ただし、領収証に金額内訳が記載されていれば不要)

※ 上記以外の資料の提出を求められることがあります。

誤って以前加入されていた健康保険等の保険証を使用したとき

請求手順は以下のとおりです。



- 1 以前加入されていた健康保険組合等が負担している医療費を返納
- 2 下記提出書類を整えて共済組合に請求
- 3 共済組合負担額を算定して支給(一部対象外もあります)

提出書類	提出の際の注意点
療養費・家族療養費請求書	様式につきましては、ホームページからダウンロード、またはコールセンターにお問い合わせください。
前加入健康保険組合等からの医療費返納に関する文書(写し)及び医療費を返納した際の領収証の原本	ATMにてお支払した際の ご利用明細 も領収証(原本)となります。
診療報酬明細書(レセプト)	前加入の健康保険組合等から発行されない場合は、コールセンターにお問い合わせください。

海外で病院にかかったとき

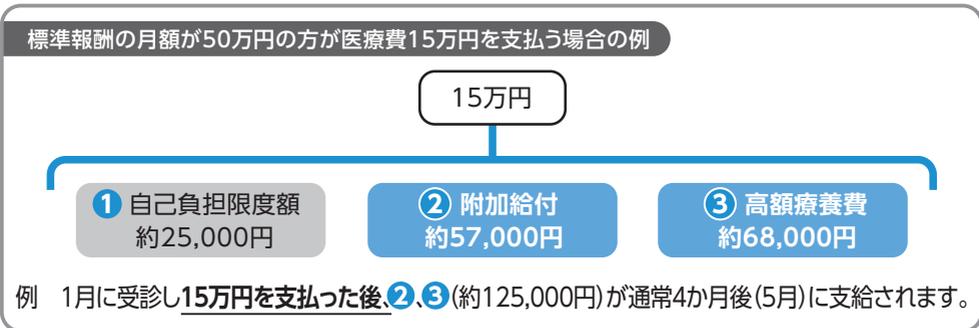
組合員やその被扶養者が海外で急な病気やけがなどにより病院にかかった際、自己負担された医療費を療養費として請求される場合は必要書類と併せて共済組合に提出してください。

- ※ 海外で受けられた治療が日本における保険診療が適用にならないケース等もあり、海外でお支払になった治療費より支給額が大幅に少なくなることもあります。
- ※ 提出書類につきましては、コールセンターをご利用いただくか、ホームページをご覧ください。

高額療養費・附加給付

医療機関の窓口で支払った医療費(患者別、月別、医療機関別、入院・外来別、医科・歯科・薬局別で算定)が、1か月(月初から月末まで)で一定の基準額を超えた場合、超えた額が支給されます。

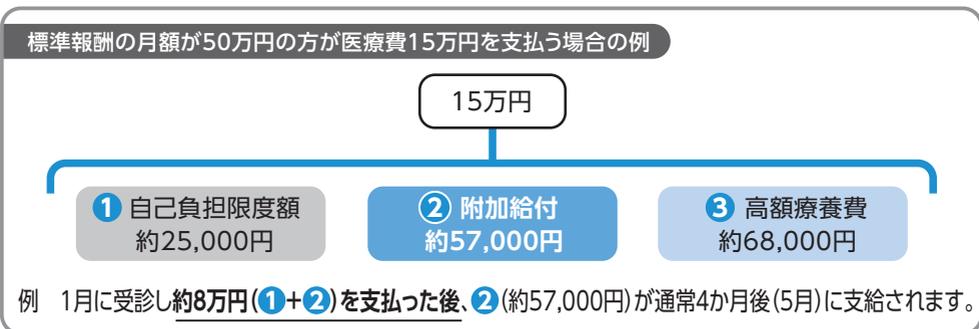
1つの医療機関で1か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、共済組合から高額療養費・附加給付が受診から通常4か月後に共済組合が把握するゆうちょ銀行の口座に送金されます。(原則自動送金のため、申請手続は不要です。)



※ 医療機関からの共済組合負担分の医療費の請求書(レセプト)の到着が遅れた場合は、支給も遅れます。

限度額適用認定証

入院等で高額な医療費がかかることが分かっている場合、限度額適用認定証を使用すると、下記のとおり窓口での自己負担を軽減することができます。



※ 例示している金額は標準報酬の月額により異なります。

※ 限度額適用認定証使用の有無を問わず、最終的な自己負担限度額は同じです。

提出書類	入手方法
限度額適用認定申請書	ホームページからダウンロード、またはコールセンターにお問い合わせください。

地方自治体による医療費助成制度と高額療養費等の調整について

お住まいの市区町村にて以下の医療費助成を受けている場合、受給者証の写しを共済組合に提出してください。

制度名 ^(※1・2・3)	提出書類	提出の際の注意点
障害者医療費助成 ひとり親家庭医療費助成 妊産婦医療費助成	受給者証の写し	① 組合員番号 ② 組合員氏名 ③ 連絡先 を必ず記入してください。

- ※ 自治体ごとに制度名が異なるため、分からない場合はお住まいの自治体にお問い合わせください。
- ※ 組合員本人だけでなく、被扶養者が受給対象者の場合も受給者証の写しを提出してください。
- ※ **子ども医療費助成に関する受給者証の写しは、提出不要です。**
- ※ 提出後、記載内容の変更(特に受給期間が変更となる場合)や医療費助成の認定が取消となった場合は速やかに共済組合にご連絡ください。

- 共済組合では、高額療養費等を診療報酬明細書の診療点数により算出し、共済組合に登録されているゆうちょ銀行口座へ送金するため原則、請求書類の提出を求めておりません。ただし、地方自治体からの医療費助成を受けている方は、当該給付金を支給停止としている場合があります。まずは、お住まいの自治体に助成内容をお確かめください。
- 地方自治体と共済組合の双方から給付を受けたこと(二重給付)が判明した場合、後日地方自治体、または共済組合へ給付金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

事故にあったとき

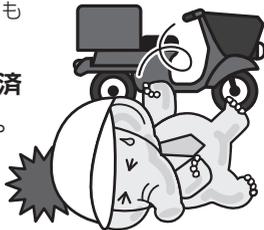
① 業務上、または通勤途上(以下「業務上」という。)の事故による負傷等

⚠️ 組合員証(保険証)は使用できません!

- 1 業務上の負傷等である旨を病院に伝えて診療を受けてください。
- 2 業務上の負傷等の事故につきましては、必ず管轄の労働基準監督署へ申告してください。

※ 飲酒運転や無免許運転など法令違反の事故や、自傷行為の場合にも組合員証(保険証)は使用できません。

- 誤って組合員証(保険証)を使用して受診した場合には共済組合が負担した医療費を返還していただくことになります。



② 他人の行為による事故等の場合

⚠️ 組合員証(保険証)を使用する前に連絡を!

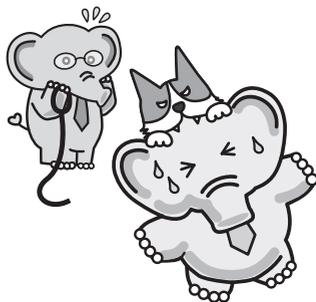
- 1 共済組合に電話連絡(連絡先:0120-97-8484)
- 2 事故のケースに応じて必要書類を提出してください(書類につきましては、コールセンターをご利用いただくか、ホームページをご覧ください。)

※ 共済組合は加害者が支払うべき医療費を一時的に立て替え、後に加害者に請求します。

※ 共済組合に連絡なく組合員証(保険証)を使用し示談等をした場合、給付に要した額を組合員に請求する場合があります。

事故の例

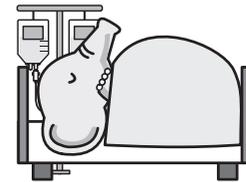
- ・ 交通事故
- ・ 暴力を受けた
- ・ 飲食店で食中毒にあった
- ・ 他人の飼い犬に噛まれた



休業のとき

傷病手当金

組合員が仕事によらない病気のため勤務に服さず、給与の全額、または一部が支給されないときは、**初診日**(※1)以降で、勤務できなくなった日から起算して4日目(※2)から傷病手当金を請求することができます。



※1 傷病手当金受給の原因となった私傷病のために初めて病院にかかった日をいいます。

※2 実際にその療養のために勤務できなくなった最初の**連続する3日間**が必要です。

休業手当金

組合員が被扶養者の病気やけがのために欠勤し、給与の全部、または一部が支給されないときは、休業手当金を請求することができます。

主な理由

- ・ 被扶養者の病気、または負傷
- ・ 配偶者の出産
- ・ 組合員の業務によらない不慮の災害、またはその被扶養者の不慮の災害など



詳しい支給要件及び提出書類につきましては、コールセンターをご利用いただくか、ホームページをご覧ください。

災害のとき

災害見舞金

組合員、またはその被扶養者が、水害、地震、火事、その他非常災害^(※1)により、住居や家財に損害を受けたとき、その損害の程度^(※2)に応じて標準報酬の月額0.5か月～3か月分を請求することができます。

提出書類	提出の際の注意点
災害見舞金請求書	様式につきましては、ホームページからダウンロード、またはコールセンターにお問い合わせください。
損害額調査票	家財・住居のうちどちらか一方の損害でも両方提出してください。
り災証明書	り災場所と共済組合に届け出ている住所が同一であることを確認してください。
損害の程度が確認できる写真	住居は、建物全体の損害の程度が確認できるもの、家財は損害額調査票に記載されている主な家財の損害の程度が確認できるものをそれぞれ3枚程度提出してください。

※1 非常災害とは、主として天災を指しますが、火事などの人為的災害も含まれます。ただし、盗難は該当しません。

※2 損害の程度は、住居、家財の現在価格になおして判定します。住居、または家財の3分の1以上が焼失、または滅失したとき(3分の1未満は含まれません)に支給されます。

●上記以外に必要な書類は、損害の程度に応じてご案内させていただきますので、コールセンターにお問い合わせください。

弔慰金・家族弔慰金

水害、地震、火事その他の非常災害^(※)で組合員、または被扶養者が死亡した場合、弔慰金、または家族弔慰金が支給されます。詳細な支給要件につきましては、コールセンターにお問い合わせください。

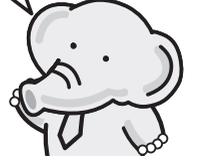
※ 非常災害とは、主として天災を指しますが、その他予測し難い事故を含みます。ただし故意、または重過失に起因するものは除きます。

年金について

入社

- P25 ・基礎年金番号届出書
- ・組合員転入届書
- ・前歴報告書

手続に漏れがないか確認してみましょう!



- P42 ・3歳未満の子を養育する旨の申出
- ・標準報酬育児休業終了時改定の申出

- P30 ・年金分割



退職

- P25 **フローチャートをチェック!**

- P44 ・氏名、住所、振込口座の変更

支給開始年齢に達する3か月前に請求書が送付されます。

※ 繰上げ・繰下げ請求をご希望の場合は最寄りの実施機関(KKR、年金事務所等)にご連絡ください。

受給権発生!

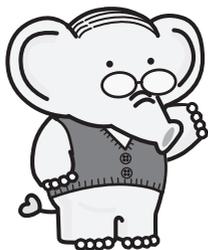
年金の請求手続につきまして、ご不明な点がございましたらコールセンターをご利用いただくか、ホームページをご覧ください。

年金給付一覧

国民年金からの給付

●老齢基礎年金(65歳～)

20歳から60歳までの国民年金の保険料納付済期間の月数に応じて支給されます。



支給開始年齢に到達したとき
(老齢給付)

厚生年金からの給付

●老齢厚生年金(65歳～)

厚生年金の被保険者期間があって、必要な要件を満たしているときに、老齢基礎年金に上乗せして支給されます。

※特別支給の老齢厚生年金(60歳～64歳)

昭和36年4月1日以前に生まれた方は、特例により必要な要件を満たしているときに、生年月日に応じて年金支給開始年齢から65歳になるまで支給されます。

●障害基礎年金

国民年金の被保険者である間に初診日がある傷病により障害の状態になったときにその障害の程度(1級、または2級)に応じて支給されます。

障害の状態になったとき(障害給付)

●障害厚生年金(P28)

厚生年金の被保険者である間に初診日がある傷病により障害の状態になったときにその障害の程度(1級、2級、または3級)に応じて支給されます。

●遺族基礎年金

国民年金の被保険者や老齢基礎年金の受給権者が亡くなったときに、その亡くなった方により生計を維持していた遺族厚生年金を受給できる子のある配偶者、または子に支給されます。

死亡したとき(遺族給付)

●遺族厚生年金(P29)

厚生年金の被保険者である間に亡くなったときや退職後、在職中に初診日のある傷病により、初診日から5年以内に亡くなったときのほか、2級以上の障害厚生年金の受給権者、または老齢厚生年金の受給権者が亡くなったときに、その亡くなった方により生計を維持していた一定の遺族に支給されます。

入社時の提出書類

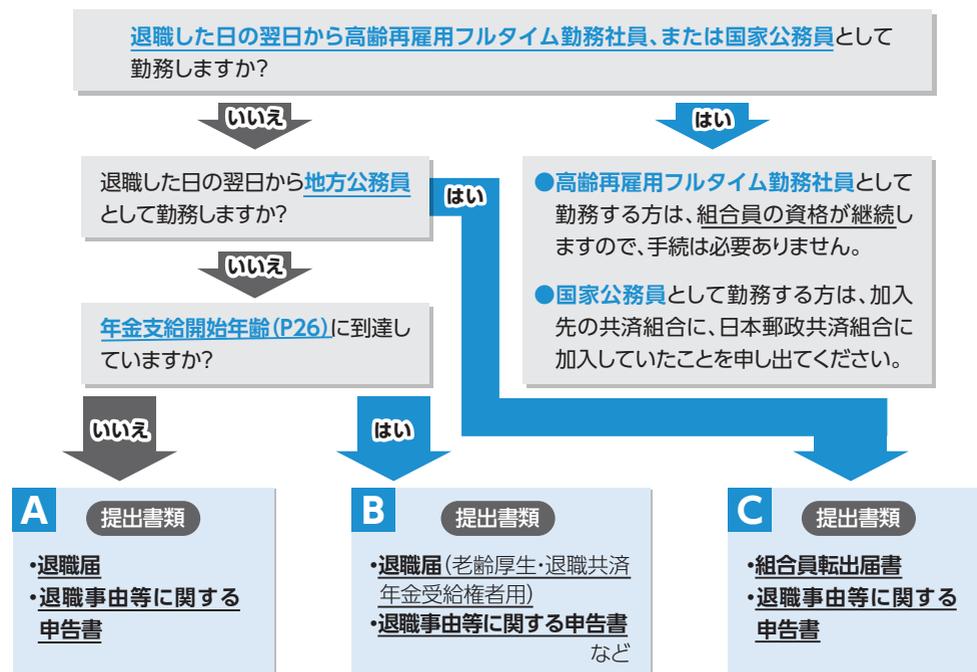
提出書類名	提出が必要な方	提出期限	送付先担当
基礎年金番号届出書	入社時20歳以上の方全員、または入社時20歳未満で、公的年金制度(厚生年金)に加入した職歴がある方	速やかに ^(※)	標準報酬・任継担当
組合員転入届書	地方公務員を退職した翌日に入社した方	速やかに	年金担当
前歴報告書	地方公務員を退職後、1日以上の間を空けて入社した方		

(※)「基礎年金番号届出書」を提出しないと、共済組合から年金記録を管理するKKR及び日本年金機構に対し、必要な情報の届出ができないため、将来、年金請求時に加入期間に応じた年金が受け取れない可能性があります。また、日本年金機構より国民年金の支払い督促を受ける場合もあります。

各種届出書類の送付先はP47をご覧ください。

退職後の年金手続

退職後、資格を喪失した時の状況によって手続が異なりますので、下図のフローチャートから提出書類及び手続を確認してください。



共済組合のしくみ

短期給付事業

長期給付事業

福祉事業

その他

年金支給開始年齢について

受給権者の生年月日	支給開始年齢
昭和28. 4.2 ~ 昭和29.10.1 ※ 上記期間の方は「特別支給の退職共済年金」の支給となります。	61歳
昭和29.10.2 ~ 昭和30. 4.1	
昭和30. 4.2 ~ 昭和32. 4.1	62歳
昭和32. 4.2 ~ 昭和34. 4.1	63歳
昭和34. 4.2 ~ 昭和36. 4.1	64歳

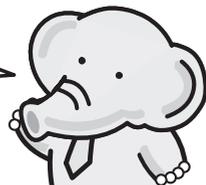
Aの方

手続の内容	必要書類等
退職届を提出することにより、組合員期間が登録されます。	<ol style="list-style-type: none"> 1 退職届 2 退職事由等に関する申告書 <p>※ 様式につきましては、ホームページからダウンロード、またはコールセンターにお問い合わせください。</p>

Bの方

手続の内容	必要書類等
退職届(老齢厚生・退職共済年金受給権者用)を提出することにより、年金支給開始年齢到達の月から退職までの期間を算入して年金額を再算定します。	<ol style="list-style-type: none"> 1 退職届 (老齢厚生・退職共済年金受給権者用) 2 退職事由等に関する申告書 3 その他必要書類 <p>※ ひとりひとりの状況に応じた書類を送付しますので、コールセンターにお問い合わせください。</p>

組合員期間は将来の年金額を決めるのに大切な情報です！
しっかり手続しておきましょう！



Cの方

手続の内容	必要書類等
組合員転出届書を提出することにより、国家公務員共済組合の組合員期間が、地方公務員等共済組合の組合員期間に通算されます。	<ol style="list-style-type: none"> 1 組合員転出届書 2 退職事由等に関する申告書 <p>※ 退職した日から1日以上の期間を空けて地方公務員になるときは、退職時の年齢に応じて、上記A、またはBの手続を行ってください。</p>

年金請求書の到着・提出

年金を受給できるようになる3か月前にKKR、日本年金機構等からご自宅あてに送付されます。受給権が発生したら速やかに送付元(KKR、日本年金機構等)にご提出ください。

※ 年金請求の時効は5年です。

年金の繰上げ請求

特別支給の老齢厚生年金は、60歳から年金支給開始年齢になるまでの希望の月に支給開始を早められる繰上げ請求ができます。繰上げ請求をするときは、老齢基礎年金及び受給権を有する全ての老齢厚生年金も同時に繰り上げなければなりません。

なお、年金額は繰上げ月数に応じて、生涯減額されます。

年金の繰下げ申出

繰下げ申出は、本来支給の老齢厚生年金を、66歳から70歳までの希望の月に支給開始を遅らせることによって、年金額を増やすことができる制度です。老齢基礎年金とは別に、繰り下げられるかどうかの選択ができますが、受給権を有する全ての老齢厚生年金も同時に繰り下げなければならず、加給年金額は繰下げ加算の対象外となります。

なお、繰下げ申出は、障害年金や遺族年金の受給権を有する方は、申し出ることができません。

障害厚生年金について

厚生年金の被保険者である間に**初診日**(※)がある傷病により、障害の状態になったときには障害の程度に応じた**障害厚生年金**が支給されます。

※ 初診日とは、障害の原因となる症状のために初めて病院にかかったときをいいます。

1 支給要件

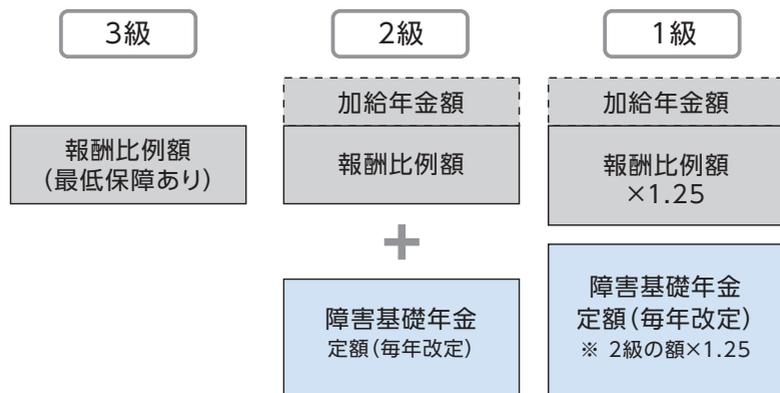
以下の**1**～**3**に当てはまる方

- 1** 初診日に厚生年金の被保険者であること。
※初診日が他の厚生年金被保険者期間にある場合はその実施機関に請求
- 2** 初診日において、**保険料納付要件**(★¹)を満たしていること。
- 3** 障害認定日(★²)か、65歳に達する日の前日までに1級から3級の障害の状態にあること。

★¹ 初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間のうち、国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上であること。または、直近1年間の公的年金の加入期間のうち、国民年金の保険料の未納期間がないこと。(平成38年3月までに初診日がある場合の特例)。

★² 初診日から1年6月を経過した日。または、その期間内に症状が固定した日。

2 年金額



※ 報酬比例額：年金額が加入期間中の報酬及び加入期間によって決まる額

※ 障害基礎年金には年齢等の条件を満たしている場合、子の加算額が加算されます。

遺族厚生年金について

厚生年金の被保険者、または厚生年金の被保険者であった方が亡くなったとき、要件に該当する場合は**遺族厚生年金**が支給されます。

1 対象者(受給できる遺族)

組合員、または元組合員が亡くなったとき、生計を維持していた次の方

- 1** 配偶者、または子
- 2** 父母
- 3** 孫
- 4** 祖父母

※ **1**の方が受給権を取得した場合は、**2**～**4**の方は請求できません。同様に、**2**の方が受給権を取得した場合は、**3**、**4**の方は請求できません。

※ 夫、父母、祖父母につきましては、受給権発生日に55歳以上の方に限ります。

2 支給要件

以下のいずれかに該当する方

- 1** 厚生年金の被保険者である間に亡くなったとき
- 2** 厚生年金の被保険者であった方が、退職後、被保険者である間に初診日のある傷病が原因で、初診日から5年以内に亡くなったとき
- 3** 2級以上の障害厚生年金の受給権者が亡くなったとき
- 4** 老齢厚生年金の受給権者、または国民年金の保険料納付期間が25年以上ある方が亡くなったとき

※ 上記**1**、または**2**の要件によるときは、次のいずれかの要件を満たしている必要があります。

- 死亡日の属する月の前々月までの国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が全体の3分の2以上であること。
- 平成38年4月1日前に65歳未満で死亡したときは、その死亡日の属する月の前々月までの1年間に、国民年金の未納期間がないこと。

離婚のとき

被扶養者の認定取消

離婚に伴い被扶養者と生計維持関係がなくなった場合は、組合員本人が会社を介さず直接共済組合に申し、速やかに被扶養者の認定を取消さなければなりません。

なお、離婚前でも別居等により生計維持関係がなくなった場合は、生計維持関係がなくなった日から被扶養者の認定が取消されます。

※ 被扶養者の認定取消方法はP13をご覧ください。

年金分割制度

年金分割制度とは、夫婦が離婚したときに婚姻期間に係る双方の標準報酬額を分割し、将来の給付に反映させる制度です。

年金分割のしくみは以下の2つです。

- ① 平成19年4月から実施された分割(合意分割)
- ② 平成20年4月から実施された分割(3号分割)

被用者年金一元化により、複数の年金加入期間を有していた方も厚生年金一つの分割として取り扱われることになりました。

	合意分割	3号分割
制度の開始時期	平成19年4月1日	平成20年4月1日
分割の対象となる離婚等	平成19年4月1日以後の離婚等	平成20年5月1日以後の離婚等
分割の対象	婚姻期間中の当事者の標準報酬月額等	婚姻期間のうち、平成20年4月1日以後の第3号被保険者であった期間中の厚生年金の被保険者の標準報酬月額等
分割の方法	婚姻期間中の標準報酬総額の多い方から、少ない方へ分割	第3号被保険者期間中に厚生年金の被保険者であった方から、第3号被保険者であった方に分割
分割の割合	上限1/2 (当事者間の合意または裁判手続により定められた割合)	一律1/2 (当事者間の合意等は不要)
分割の請求ができる方	当事者双方またはいずれか一方	第3号被保険者であった方
請求期間	原則として離婚後2年以内	

年金の見込額試算

50歳以上の方は、KKRで年金額の試算ができます。
ご希望の方は、以下のいずれかの書類をご提出ください。

- ① **KKR年金情報提供依頼書**
(KKRホームページ(<http://www.kkr.or.jp/>)からダウンロードできます。)
- ② **下記の必要事項を記載した書面(適宜用紙)**

必要事項

- ① 組合員の氏名(フリガナ)、生年月日、住所及び連絡先電話番号
- ② 職歴、共済組合名(日本郵政共済組合とお書きください。)
- ③ 長期組合員番号、または基礎年金番号
- ④ 退職予定年月日

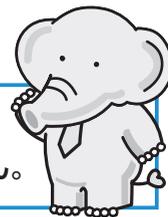
※ 返信用封筒(宛先記入、切手貼付)を同封していただきますようお願いいたします。
※ 年金試算額の結果は、後日郵送で書面により回答されます。

提出先及び照会先

〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎
国家公務員共済組合連合会 年金部 年金相談室
電話 0570-080-556(ナビダイヤル)
0570におかけになれない場合(050で始まるお電話からの発信)等
03-3265-8155(一般電話)



年金額の試算は、将来の賃金上昇を見込んでおらず、退職まで期間のある方は参考となる見込額をお示しできません。



福祉事業

お金が必要なとき

貸付の種類一覧表

貸付金の用途	貸付の種類	要件	貸付限度額
引越しや商品の購入	普通貸付 (一般又は物資)	組合員期間が継続して6か月以上	190万円
住宅の購入等	一般住宅貸付	組合員期間が継続して3年以上	P33参照
	特別住宅貸付	組合員期間が継続して20年以上 【利用できる方】 (①~②のいずれかに該当) ① 2年以内に自己都合退職を予定している組合員 ② 5年以内に定年退職を予定している組合員	貸付申込日を退職の日と仮定した場合の退職手当の額の範囲内(最高限度額2,000万円)
	提携住宅ローン	コールセンターへお問い合わせください	
入学金や授業料等	特別貸付(教育)	組合員期間が継続して6か月以上	440万円 (1回の限度額は190万円)
挙式、披露宴、新婚旅行等	特別貸付(結婚)		190万円
災害を受けた建物等の修繕をするとき	特別貸付(災害)		380万円
葬式、墓地の購入等	特別貸付(葬祭)		190万円
医療費・出産費等	特別貸付(医療)		380万円

※ 普通貸付、特別貸付の総貸付限度額は630万円以内です。

●貸付利率一覧表

貸付の種類	利率
普通貸付	4.26%
特別貸付、一般住宅貸付	2.96%
特別住宅貸付	3.26%

普通貸付

組合員が引越しや物資購入など臨時の支出を必要とするとき。

- ① 一般…組合員が臨時の支出を必要とするとき。(他の貸付に該当する場合を除く)
- ② 物資…組合員が一単位10万円以上の物資を購入するとき。

住宅貸付

- ① 一般住宅貸付…組合員、または組合員の被扶養者が居住する住宅の新築・増改築・修繕の資金、または土地・建物の購入資金が必要なとき。

●貸付限度額

限度額については個人により異なり、状況によって増減する場合があります。

組合員資格期間	最低保障額	最高限度額
3年以上5年未満	300万円	1,200万円
5年以上10年未満	400万円	
10年以上15年未満	700万円	2,000万円
15年以上20年未満	1,200万円	
20年以上	1,400万円	

- ② 特別住宅貸付…組合員期間20年以上で、2年以内に自己都合で退職を予定している組合員、または5年以内に定年退職となる組合員が住宅取得、または建築の資金が必要なとき。

特別貸付

- ① 教育…組合員、組合員の被扶養者、または組合員の被扶養者以外の子が入学、または修学するとき。
- ② 結婚…組合員、組合員の被扶養者、または組合員の被扶養者以外の子が結婚する際の挙式、披露宴等に要する費用が必要なとき。
※ 結婚式等の事実発生が送金後のときのみ対象。
- ③ 災害…組合員、組合員の被扶養者、または組合員の被扶養者以外の配偶者、子、父母(配偶者の父母も含める)の居住する住居、または家財が自然災害、火災、その他非常災害により損害を受けたとき。
- ④ 葬祭…組合員の被扶養者、または組合員の被扶養者以外の配偶者、子、父母(配偶者の父母も含める)の死亡に伴い、葬式、墓地の購入等に要する費用が必要なとき。
- ⑤ 医療…組合員、組合員の被扶養者、または組合員の被扶養者以外の配偶者、子、父母(配偶者の父母も含める)が病気やけがをして治療が必要になり、医療機関に支払う費用が必要なとき。
※ 出産費に係る特別貸付(医療)を利用した場合は出産費・家族出産費の受取代理制度、または直接支払制度が利用できなくなります。

提携住宅ローン

提携住宅ローンにつきましては、ホームページをご確認いただくか、コールセンターにお問い合わせください。

●提携銀行

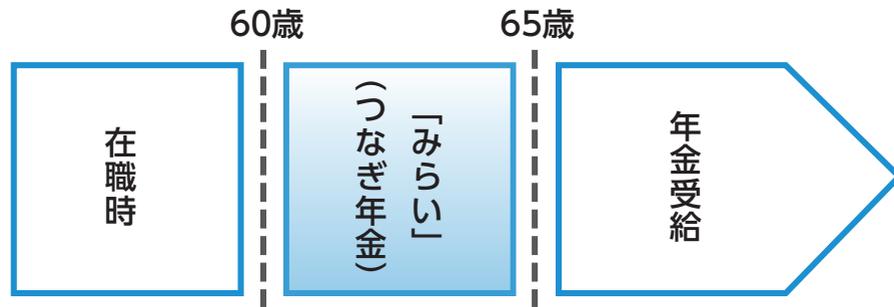
三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、りそな銀行(埼玉りそな銀行)の7行

団体積立年金保険「みらい」について

団体積立年金保険「みらい」とは

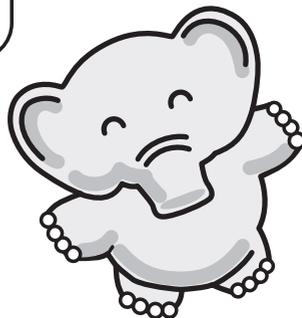
公的年金を支える社会経済基盤が大きく変化する中、公的年金等を補完するため、日本郵政共済組合に加入している組合員（任意継続組合員及び再雇用フルタイム勤務社員である組合員を除く）自身が任意に加入することのできる「自助努力型」の団体積立年金保険（拠出型企業年金保険）です。

※ 団体積立年金保険「みらい」は、日本郵政共済組合が主体となり運営しています。



※ 「みらい」につきましては、毎年4月中旬から募集を開始しますので、申込方法等の詳細は3月末に送付される「ゆうせい共済」に同封されている「みらい」の募集チラシをご覧ください。か、コールセンターへお問い合わせください。

「みらい」の加入には、加入資格・募集期間等があります。



人間ドック・がん検診・脳ドック助成について

人間ドック・がん検診・脳ドックを受検したとき、助成を受けられる場合があります。年齢要件のほか、検査項目（詳細はホームページ参照）を満たしている場合に限り、助成を受けることができます。

		組合員			任意継続組合員	
		本人	被扶養者		本人	被扶養者
			配偶者	その他		
人間ドック 35歳以上	対象	※1 (ただし50歳未満は 奇数年齢に限る)	○	×	○	×
	助成額		上限16,000円		上限20,000円	
がん検診 30歳以上	対象	○				×
	助成額	1項目(※2)につき、上限3,500円				
脳ドック 30歳以上	対象	○	×	×	○	×
	助成額	上限20,000円			上限20,000円	

※1 組合員は日本郵政グループ各社で募集している人間ドックのみ助成対象です。自己負担額は、人間ドック料金から共済助成額を差引いた金額となっているため、共済組合への手続は不要です。

※2 胃がん、子宮がん、乳がん、肺がん、大腸がん

★詳しくはホームページの手続要領をご覧ください。

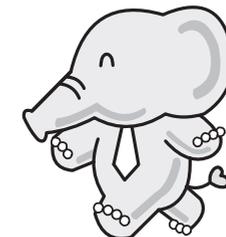
共済組合は厚生労働省の「がん対策推進企業アクション」の推進パートナーです。

レクリエーション助成について

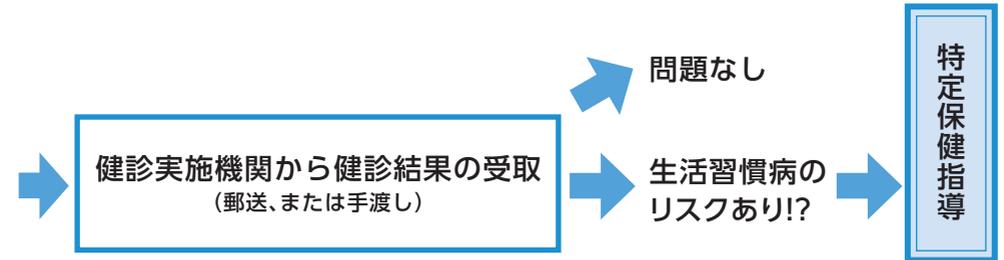
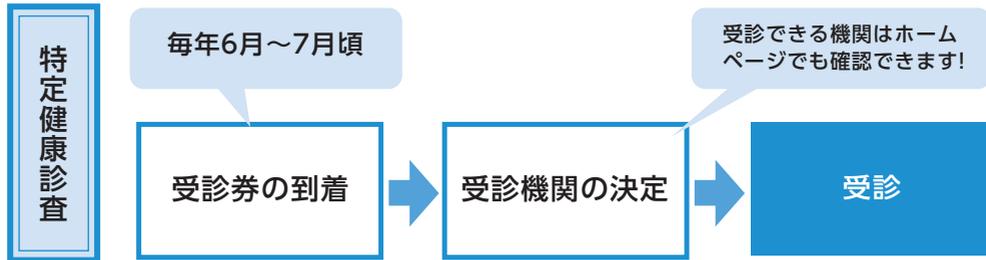
日本郵政グループ各社で行われる以下の行事で、かつ要件を満たしている行事を助成します。

※ 助成対象の費用、要件につきましては、ホームページの[日本郵政共済組合レクリエーション行事助成利用手続](#)をご覧ください。

助成対象になる行事
社内レクリエーション行事
サークルレクリエーション行事 (日本郵政グループのレクサークルが主催のレク)



特定健康診査・特定保健指導について



特定健康診査

偏った食生活や運動不足などの生活習慣が引き起こす、糖尿病や脂質異常症、高血圧などの生活習慣病を予防、または、早期発見するため、40～74歳の方(75歳に達する方は誕生日の前日まで)を対象とした健診です。

1 対象者

以下の1、2に該当する方

- 1 当該年度内に満40～74歳の方
(75歳に達する方は誕生日の前日まで)
- 2 当該年度4月1日現在に資格を有する以下の方
 - ・被扶養者(任意継続組合員を含む)
 - ・任意継続組合員本人

受診当日は
受診券と組合員証(保険証)を
忘れないようにしましょう!

※ 組合員本人は、事業所で実施される定期健康診断を受診することにより、特定健康診査を受診したことに代えますので手続の必要はありません。

2 受診の予約について

受診券に同封の実施機関一覧から、希望する実施機関を選択し、事前に実施機関に直接予約してください。

※ ご希望の実施機関で受診できない場合もあります。

3 人間ドックがお得に受検できる場合があります

受診券を使って人間ドックを受検すると、特定健診の費用分を窓口で差し引かれる場合があります。

※ 受診券の取扱いは、健診実施機関により異なりますので、事前に健診実施機関へご確認ください。

特定保健指導とは

糖尿病や心臓病等の生活習慣病を予防し、健やかな生活を送れるよう、個々の健診結果や生活状況に合わせて、医師や保健師等の専門家から重症化を防ぐためのアドバイスを受けることができるプログラムです。

● 対象者

1 組合員

定期健康診断の結果により特定保健指導の対象者となった方には、共済組合が委託する業者から連絡があります(条件に該当しない方には連絡しません)。

2 被扶養者(任意継続組合員を含む)・任意継続組合員本人

特定保健指導の対象者となった方には、共済組合から「特定保健指導利用券」とお知らせ等を発送します(条件に該当しない方には送付しません)。

なお、自己負担はありませんので、積極的にご利用ください。

※ 特定保健指導は開始から3～6か月かかります。途中で組合員資格を喪失、または被扶養認定を取消された方は、特定保健指導が途中でも資格喪失日、または認定取消日で終了となりますので、ご了承ください。

■ 特定保健指導階層化基準

腹囲	追加リスク		対象	
	①血糖②脂質③血圧	④喫煙歴	40-64歳	65-74歳
≥85cm(男性) ≥90cm(女性)	2つ以上該当	—	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外でBMI≥25	3つ該当	—	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当	—		

※1 腹囲の測定に代えて内臓脂肪面積の測定を行う場合には、内臓脂肪面積が100cm²以上

※2 追加リスクの基準値は以下のとおり

- ① 血糖 … 空腹時血糖値100mg/dl以上またはHbA1c5.6%以上
- ② 脂質 … 中性脂肪150mg/dl以上またはHDLコレステロール40mg/dl未満
- ③ 血圧 … 最高(収縮期)血圧130mmHg以上/最低(拡張期)血圧85mmHg以上
- ④ 喫煙歴 … 6か月以上吸っている者であり、最近1か月間も吸っている者

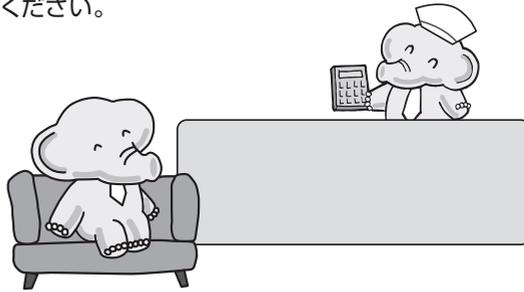
※3 一線欄は喫煙歴が階層化の判定に関係ないことを示す

※4 糖尿病、高血圧症又は脂質異常症(高脂血症)の治療に係る薬剤を服用している者は除く

ジェネリック医薬品について

共済組合では、社会全体で喫緊の課題となっている医療費の増大を抑制する見地から、先発医薬品と同じ有効成分・効果・安全性で低価格な、ジェネリック医薬品の利用を推奨しています。

組合員の皆さまから頂戴している掛金を大切に使用するためにも担当医師と相談の上、ジェネリック医薬品の使用をご検討ください。

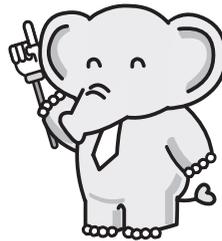


宿泊助成について

チェックイン時に組合員証(保険証)、または被扶養者証(保険証)を提示すると、割引が受けられます。

- ※ 割引を受けられる方全員の組合員証(保険証)、または被扶養者証(保険証)が必要です。
- ※ 利用方法、割引料金等につきましては、各宿泊施設にお問い合わせください。

対象の宿泊施設	割引金額
かんぼの宿・かんぼの郷	1人1泊につき2,000円 繁忙期やご利用のプランにより、1,500円の割引となる期間があります。詳しくは、各宿泊施設にお問い合わせください。
ラフレさいたま	1人1泊につき1,500円
KKRホテル&リゾーツ	詳しくは各宿泊施設にお問い合わせください。



電話相談

ご利用は組合員とその被扶養者に限られます。

メンタルヘルス・健康・医療・介護に関する相談に、カウンセラーや専門の相談員がお答えします。秘密厳守で24時間・年中無休で相談を受けられます。

※ 電話番号による相談区分はありません。

0120-84-5225

0120-36-2772

0120-53-0110

メンタルヘルス専門「心の健康電話相談」

医療機関のご案内	電話相談の内容や事情によっては医療機関等をご案内します。
対応者	部外専門機関のカウンセラー

電話健康相談「ヘルシーダイヤル」

相談できる内容	健康、医療、介護、福祉などに関すること全般
対応者	保健師、看護師、栄養士等の相談員

※ 相談内容によっては、すぐに回答できない場合もあります。

育児・介護等の電話相談

相談できる内容	育児・介護
対応者	介護士等

※ 相談内容によっては、すぐに回答できない場合もあります。

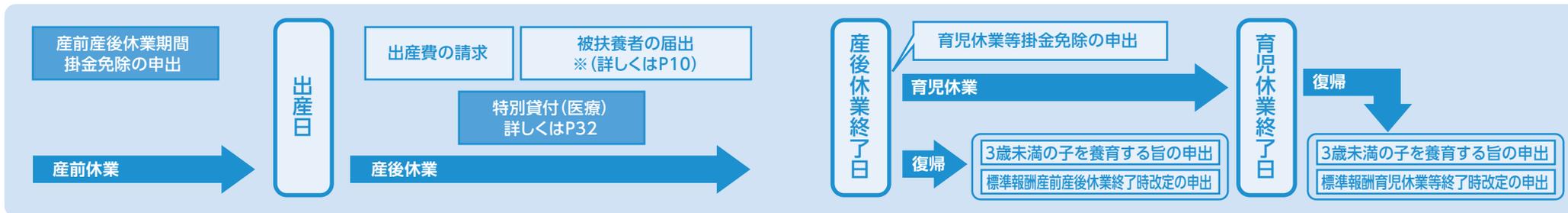
スポーツクラブ

コナミスポーツクラブを法人会員料金で利用することができます。詳しくはホームページをご覧ください。

コナミスポーツクラブ法人会員向けサイトURL:
<https://www.konami.com/sportsclub/corp/>



出産・育児休業のとき



産前産後休業のとき

申出により共済組合掛金を免除することができます。

どんなとき	提出書類
産前産後休業期間中、共済組合の掛金を免除したいとき	産前産後休業期間掛金免除申出書

- ※ 総合人事情報システム管理対象外の組合員(P44下段参照)の場合、併せて「産前産後休業に関する所属長の証明書」の提出が必要です。
- ※ 期間の延長、または短縮があった場合は再度申請書の提出が必要です。

出産費・家族出産費

組合員本人、または被扶養者が出産*したときは出産費・家族出産費が支給されます。

- ※ 妊娠4か月(85日)以上の出産、死産、人工妊娠中絶をいいます。

1 出産費・家族出産費の支給額

支給要件	支給額
産科医療保障制度に加入	1児につき 42万円
上記以外の場合	1児につき 40.4万円

2 直接支払制度と受取代理制度について

出産費用のうち42万円(または、40.4万円)を超えた分を医療機関の窓口でお支払いする「直接支払制度」と「受取代理制度」があり、当該給付金の受け取りを出産する本人や家族に代わって医療機関側が行う制度です。この制度を希望する場合は出産前に制度を利用したい意志を医療機関に伝え、所定の契約文書(合意文書)を取り交わす必要があり、医療機関によってどちらの方法を採用しているか異なりますので、事前に確認しておく必要もあります。

3 出産費附加金・家族出産費附加金

支給額は1児につき**4万円**となります。

4 その他

死産・人工妊娠中絶の場合、請求の際に必要な書類を別にご案内させていただきますので、お手数ですがコールセンターにお問い合わせください。

産前産後休業から復帰したとき

以下の条件にあてはまる場合は、申出により9月から適用の定時決定を待たずに標準報酬の月額(掛金)を変更できます。

条件	提出書類
1 産前産後休業から復帰後、引き続いて育児休業を取得しない場合	標準報酬産前産後休業終了時改定申出書
2 勤務時間の短縮等により給与が低下した場合	

育児休業のとき

申出により共済組合掛金を免除することができます。

どんなとき	提出書類
育児休業期間中、共済組合の掛金を免除したいとき	育児休業期間掛金免除申出書

- ※ 総合人事情報システム管理対象外の組合員(P44下段参照)の場合、併せて「育児休業に関する所属長の証明書」の提出が必要です。
- ※ 期間の延長、または短縮があった場合は再度申請書の提出が必要です。

育児休業から復帰したとき

以下の全ての条件にあてはまる場合は、申出により9月から適用の定時決定を待たずに標準報酬の月額(掛金)を変更できます。

条件	提出書類
1 育児休業から復帰した	標準報酬育児休業等終了時 改定申出書
2 3歳未満の子を養育している	
3 勤務時間の短縮等により給与が低下した	

- ※ 申出をしても改定されない場合もあります。
- ※ 総合人事情報システム管理対象外の組合員(P44下段参照)の場合、併せて「育児休業に関する所属長の証明書」の提出が必要です。

3歳未満の子を養育するとき

3歳未満の子を養育し、勤務時間等の短縮等により給与が低下した場合、9月から適用の定時決定、または育児休業終了時改定の際に標準報酬の月額(掛金)が下がる場合がありますが、以下の2つの条件が当てはまる場合は、申出により養育前の標準報酬月額で将来の年金額が算定される特例を受けることができます。

その結果、将来の年金額の減少を防止できます。

条件	提出書類
1 3歳未満の子を養育している(同居している場合のみ)	3歳未満の子を 養育する旨の申出書
2 勤務時間の短縮等により標準報酬の月額が下がった	

3歳未満の子を養育しなくなったとき

特例を受けている組合員が以下の事由により、3歳未満の子を養育しないこととなった場合、速やかに提出書類を提出してください。

養育しなくなった理由	提出書類
1 他の子を養育するとき	3歳未満の子を養育しない 旨の届出書
2 子を養育しなくなったとき	
3 育児休業等を開始したとき	
4 産前産後休業を開始したとき	

★ポイント★

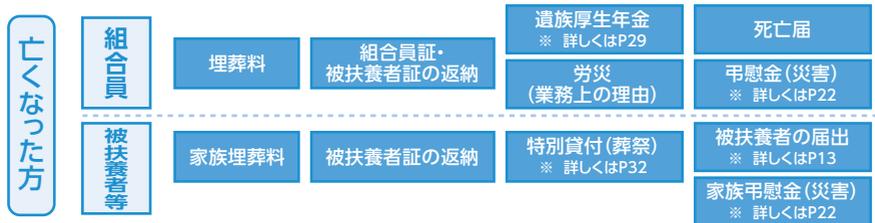
標準報酬の月額と年金額の関係

標準報酬の月額が上がると、将来の年金額も上がる
標準報酬の月額が下がると、将来の年金額も下がる

標準報酬の月額と掛金の関係

標準報酬の月額が上がると、掛金の金額も上がる
標準報酬の月額が下がると、掛金の金額も下がる

死亡のとき



埋葬料・家族埋葬料

組合員が業務外の理由で死亡した場合、被扶養者、または被扶養者がいない場合は埋葬を行った方が埋葬料を請求することができます。また、被扶養者が死亡した場合は家族埋葬料を請求することができます。

なお、請求の際は「埋葬料・家族埋葬料請求書」のほかに「埋・火葬許可証(写し)」をご用意ください。

組合員証(保険証)の返納及び被扶養者の認定取消

● 組合員が死亡した場合

組合員が死亡した日の翌日から組合員の資格が喪失します。また、組合員の資格が喪失することに伴い、被扶養者の資格も喪失します。

- ・ 組合員証及び被扶養者証(保険証)の返納
※ 手続方法はP14をご覧ください。

● 被扶養者が死亡した場合

被扶養者が死亡した日の翌日から被扶養者の資格が喪失します。

- ・ 被扶養者の認定取消
※ 手続方法はP13をご覧ください。
- ・ 被扶養者証(保険証)の返納
※ 手続方法はP14をご覧ください。

労災

組合員が業務上(通勤を含む)の理由で死亡した場合は、労災保険の扱いになりますので、勤務先の総務担当にお尋ねください。

死亡届

組合員、または元組合員が死亡した場合は「死亡届」の提出が必要です。

- 組合員(在職中)⇒共済組合へ提出
- 元組合員(退職後)⇒KKRへ提出(届出用紙はKKRからお取り寄せください。)

提出書類や支給額等につきましては、コールセンターにお問い合わせください。

氏名・住所・振込口座の変更

氏名、住所、振込口座を変更したときは、以下のとおり届出が必要です。

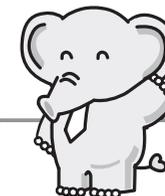
対象	変更したい内容		
	氏名	住所	振込口座
組合員(総合人事情報システム管理対象の組合員)	勤務先の事業所の総務担当に届け出てください。		
組合員(総合人事情報システム管理対象外の組合員)(※)	勤務先の事業所の総務担当に届け出るほか、共済組合には次の書類を提出してください。		
	氏名等変更届出書 提出先: 標準報酬・任継担当	振込口座・住所 新規・変更届出書 提出先: 標準報酬・任継担当	
任意継続組合員	氏名等変更届出書 提出先: 標準報酬・任継担当	振込口座・住所 新規・変更届出書 提出先: 標準報酬・任継担当	
被扶養者	氏名等変更届出書 提出先: 被扶養者担当		
被扶養者(配偶者)	国民年金第3号被保険者関係届 提出先: 被扶養者担当		
退職後、年金受給までの間に氏名、または住所を変更された方で、任継組合員の方	KKR(国家公務員共済組合連合会)に届け出てください。		
退職後、年金受給までの間に氏名、または住所を変更された方			

※ 日本郵政株式会社の宿泊事業部及びかんぼの宿/独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構/JPビルマネジメント株式会社/日本郵政共済組合

任意継続組合員について

任意継続組合員になれば、退職後も引き続き最長2年間、在職中と同様に短期給付及び福祉事業を受けることができます。

※ 一部受けることができない給付もあります。



任意継続組合員選択のポイント

- 1 退職後、どの健康保険を選んでも、医療費の負担は3割
- 2 共済組合は他の健康保険にない制度やサービスがある
- 3 退職直後は前年の収入が影響して国民健康保険の保険料は、割高となることが多い。

任意継続組合員になるための要件と手続に必要な書類

任継になる要件(全てを満たす必要があります。)	提出書類等
1 退職日の前日までに継続して1年以上組合員だった方	任意継続組合員となるための申出書
2 任意継続組合員となるための申出書を退職日から起算して10日以内に提出すること	
3 退職日から起算して20日以内に初回の任意継続掛金を払い込むこと	
4 再就職する場合は、次のいずれかに該当しないこと (1) 健康保険の適用がある会社に再就職 (2) 短期アルバイト及びパート(健康保険適用あり)に再就職	

(注意) 退職後、日本郵政グループ会社の高齢再雇用フルタイム勤務社員、高齢再雇用短時間勤務社員、エキスパート契約社員、期間雇用社員(健康保険適用あり)に再雇用された方は、任意継続組合員になることができません。

任意継続組合員をやめる要件と手続に必要な書類

任継をやめる要件(いずれかに該当するとき)	提出書類等
1 就職により、他の健康保険に加入したとき	任意継続組合員脱退申出及び任意継続掛金還付請求書
2 死亡したとき	
3 国民健康保険に加入、または被扶養者になるとき	

※ 掛金を前納した後に途中でやめたとき、未経過期間の掛金は還付します。

各種届出書類の送付先はP47をご覧ください。

KKRについて

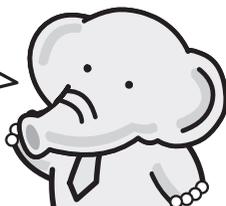
KKR(国家公務員共済組合連合会)は、組合員の皆さまの年金や福祉事業に関する業務を当共済組合も含む各国家公務員共済組合と共同して行っています。

様々なサービスが用意されていますので、ご利用ください。

～ KKRの主な業務、サービス ～

- 年金の管理・運用・支給等
- 宿泊施設(保養所等)の運営(全国36か所。組合員料金で利用可。)
- 病院の運営(全国33か所。)
- 婚活支援
- 生涯学習支援
- 介護・葬祭の電話相談窓口
- マイホーム購入・売却時の割引
- 年金相談会や各種セミナー・フェアの開催

ホームページで毎月KKRの
広報誌も掲載しています。



各種サービスの内容につきましては、KKRのホームページ(「kkr」で検索)をご覧ください。

歯科健診について

組合員の皆さまの健康増進を図るため、無料の歯科健診を開始しました。

無料で **お近くの** **好きな時に**

組合員(ご本人・ご家族)が
受けられる!

提携歯科医院で受けられる!
(インターネットで全国の提携医院が確認できます。)

好きなメニューで受けられる!
(年に2回受診できます。)

◆ご自分にあった内容を選べます。

一般歯科健診

歯科矯正相談

審美歯科治療相談

インプラント治療相談

▶お申込みは「歯科健診センター」へ

WEB

<http://www.ee-kenshin.com/>

携帯サイト

<http://www.ee-kenshin.com/i/>

上記コールセンター

03-5210-5603 [受付時間] 9:00~18:00(土・日・祝日は休み)

※ご不明な点はお気軽に直接、歯科健診センターへお問い合わせください。
尚、お申し込みはインターネット上からのみとなっております。



各種届出書類の送付先

〒330-9792(被扶養者担当を除く)
埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合共済センター
〇〇担当 あて

〒330-9793(被扶養者担当専用)
埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合共済センター
被扶養者担当 あて

※ 封筒のあて先には、必ず担当名を記載してください。

なお、担当名が不明の場合は、申請内容を封筒余白にご記載くださいますようお願いいたします。

※ 郵送料は差出人の負担です。

※ 共済組合では次の事項の取扱いは行っておりません。

- ◆扶養手当等給与に関する事
- ◆退職手当の支給
- ◆社宅の手続
- ◆財形貯蓄
- ◆雇用保険
- ◆(一財)郵政福祉のサービス

担当名	主な担当事務
標準報酬・任継担当	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎年金番号、標準報酬関係手続 ●短期(医療)・厚生年金保険料及び年金払い退職給付(年金)・介護の各掛金等 ●育児・産前産後休業に関する手続(出産費は除く) ●任意継続組合員に関する手続
被扶養者担当	<ul style="list-style-type: none"> ●組合員証及び被扶養者証(保険証)の交付及び返納に関する手続 ●被扶養者の認定及び認定取消に関する手続 ●国民年金第3号被保険者に関する手続 ●限度額適用認定証の発行及び返納に関する手続
給付担当	<ul style="list-style-type: none"> ●各種給付金(出産費、療養費、傷病手当金、高額療養費等)の請求
助成担当	<ul style="list-style-type: none"> ●各種助成金(レクリエーション、人間ドック、がん検診、脳ドック)の請求、宿泊助成 ●特定健康診査・特定保健指導の実施
貸付・みらい担当	<ul style="list-style-type: none"> ●各種共済貸付(住宅貸付、普通貸付、教育・結婚・医療等の特別貸付等)に関する手続 ●団体積立年金保険「みらい」に関する手続
年金担当	<ul style="list-style-type: none"> ●各種年金の請求手続 ●過去の組合員期間に関する照会
広報担当	<ul style="list-style-type: none"> ●共済組合ホームページ、広報誌に関すること

発行日 平成30年4月1日

発行 日本郵政共済組合

◆◇ ジェネリック医薬品お願いカード ◇◆

- 診療を受ける時、医師に「ジェネリック医薬品を処方してください」と言いづらいときは、受付の際に組合員証、または被扶養者証（保険証）や診察券と合わせて「ジェネリックお願いカード」を窓口に出せば、意思を伝えることができます。
- ジェネリック医薬品をご希望の方、詳しくお聞きになりたい方は、病院の窓口や調剤薬局にて医師・薬剤師等がご相談を承ります。

ジェネリック医薬品 お願いカード



私はジェネリック医薬品の
処方を希望します



日本郵政共済組合

医師・薬剤師の皆様へ ジェネリック医薬品の処方をお願いします

・処方される薬にジェネリック医薬品がある場合には、ジェネリック医薬品の処方をお願いします。
・もちろん、ジェネリック医薬品を処方することができない場合、ふさわしくない場合があることも十分承知しています。
・このカードは、保険証・診察券などと一緒にお願いします。

氏名

ジェネリック医薬品 お願いカード



私はジェネリック医薬品の
処方を希望します



日本郵政共済組合

医師・薬剤師の皆様へ ジェネリック医薬品の処方をお願いします

・処方される薬にジェネリック医薬品がある場合には、ジェネリック医薬品の処方をお願いします。
・もちろん、ジェネリック医薬品を処方することができない場合、ふさわしくない場合があることも十分承知しています。
・このカードは、保険証・診察券などと一緒にお願いします。

氏名

ジェネリック医薬品 お願いカード



私はジェネリック医薬品の
処方を希望します



日本郵政共済組合

医師・薬剤師の皆様へ ジェネリック医薬品の処方をお願いします

・処方される薬にジェネリック医薬品がある場合には、ジェネリック医薬品の処方をお願いします。
・もちろん、ジェネリック医薬品を処方することができない場合、ふさわしくない場合があることも十分承知しています。
・このカードは、保険証・診察券などと一緒にお願いします。

氏名



2018保存版

— 共済組合 — ガイドブック

わからないことがありましたら、コールセンターをご利用いただくか
ホームページをご覧ください。

●コールセンター

0120-97-8484 (通話料無料)

携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

受付時間/午前9時～午後6時

(土、日、祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く。)

●ホームページ

<http://www.yuseikyosai.or.jp/>

郵政共済

Q検索

